コーポレート・ガバナンスと内部統制

リスクマネジメント

リスク管理

当社の事業運営に伴うリスクは、各事業本部長および地域本部長等が委譲された権限の範囲内で管理します。各事業単位において、定量的リスクへの対処として、ポジション限度や損切り限度の事前設定、専門部署によるモニタリング等が、定性的リスクへの対処として、関連社内規則の遵守が義務付けられています。委譲された権限を超えるリスクを負担する場合は、「稟議制度」により重要度に応じ、経営会議の決定、または、関係代表取締役もしくは関係役付執行役員の決裁を得ることが必要とされています。

さらに、全社レベルでのリスク管理体制の設計・整備や重要なリスクへの対処には、ポートフォリオ管理委員会、サステナビリティ委員会、危機対策本部等の組織が当たり、コーポレートスタッフ部門各部は、担当する分野のリスクについて、全社ポジションの監視、所定の権限の範囲内でのコントロール、ならびに担当代表取締役および執行役員の補佐に当たります。

企業集団における業務の適正確保

当社は「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」を定め、子会社に対しては法令その他に照らして合理的な限りこれに基づく内部統制を整備・運用し、持分法適用会社に対しては、他出資者と連携して、同様の内部統制を整備・運用するよう働きかけることとしています。関係会社ごとに当社役職員から関係会社主管者を置き、「関係会社主管者職務規程」に基づき管理しています。

- 三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則
- 爺 統合報告書2020(P.112 業務執行と内部統制)
- ♥ P.114 情報リスクマネジメント
- ♥ P.107 コンプライアンス体制
- P.113 ESG関連リスクマネジメント

ESG関連リスクマネジメント

体制

経済のグローバル化、情報化、および企業の社会的責任に対する意識の高まり等により、企業のビジネスチャンスとリスクはますます多様化し増大しています。この状況を踏まえ、三井物産では、社会情勢やビジネスモデルの変化に的確に対応し、定量および定性の双方から総合的にリスクを管理するため、環境・社会・ガバナンス等に関連する定性リスクの高い事業領域を特定事業と定め、特定事業管理制度にのっとり事業を推進しています。

各事業の推進・運営においては、必要に応じ国際エネルギー機関(IEA)等の国際的に認知されている組織の複数の気候変動シナリオを念頭に、当該事業への影響を分析しており、その分析結果を投融資案件やM&A等の審査に反映させています。低炭素社会へ移行した場合、エネルギー事業等が影響を受ける可能性があり、対応策として環境・次世代エネルギービジネスを推進しています。また、世界各地で事業を展開する当社にとって、気候変動に関わる各国・地域の政策は各事業の収益性、持続可能性に大きな影響を及ぼします。当社は、長年の事業活動により確立したグローバルネットワークを駆使し、各国・地域の政策とこれに影響を及ぼすステークホルダーの動向をタイムリーに把握し、意思決定に活かしています。

● P.40 気候変動対応に関する戦略とリスク管理

特定事業管理制度と環境・社会諮問委員会

新規事業案件については、環境・社会配慮に関する国際基準を参考に事業ごとの環境・社会リスクをまとめたESGデューデリジェンスチェックリストを活用し、各事業部において、気候変動を含め、汚染予防、生態系、水ストレス、人権等に関するESG影響評価を行っています。その上で、環境・社会・ガバナンス等に関連する定性リスクの高い事業領域を特定事業と定め、特定事業管理制度にのっとり事業を推進しています。

特定事業に該当すると判定された場合には、社内審査を行い、必要に応じてサステナビリティ委員会や環境・社会諮問委員会等の機関から、案件の推進可否と良質化に関する答申を受け、最終的に、一定の定量・定性基準への該当有無に応じて、ESGリスクを監督する取締役会、経営会議、代表取締役による稟議決裁により、推進可否を決定しています。さらに、事業開始時だけでなく、操業時や終了時にも、必要に応じて環境・社会諮問委員会を開催し、環境リスクの変化や労働安全衛生も含めたESGリスクについて審議しています。

環境・社会諮問委員会の委員は、気候変動、水・エネルギー等の環境施策、技術動向、人権、 労働問題等に関する幅広い知見を有する外部有識者を中心に構成され、それぞれに関するリス

リスクマネジメント

クを評価し、案件の良質化につながる答申を提供しています。

2020年3月期は、特定事業に該当すると判定された13案件について、同制度にのっとり個別 審査を行いました。内訳は、環境関連事業が6案件、補助金受給・その他案件が7案件でした。 今後も特定事業管理制度や社内カーボンプライシング制度を活用して、案件のESGリスク評価お よび良質化を進め、案件組成段階から終了時まで、包括的かつメリハリのあるリスク管理を目指 していきます。

♥ P.42 社内カーボンプライシング制度導入

なお、公共性が高く、プロセスの透明性が求められるODA(政府開発援助)商内については、 ODA商内管理制度に基づき、必要に応じてODA案件審議会で審議の上、適切なリスク管理を行 います。特に贈賄や腐敗に関してはその重要性に鑑み、包括的にリスク評価を実施しています。

特定事業管理制度対象の事業領域

事業領域		審査のポイント
1	環境関連事業 環境への影響が大きい事業全般 【例】石炭火力発電事業、浅海・深海油田事業等	事業共通 ●事業そのものの意義、社会的価値 ●当社がその事業を行うことの意義 ●当該事業による環境および社会への貢献 ●付帯する環境負荷(気候変動、生物多様性、水リスク等) への対応策 ●労働環境・安全の確保 ●開発事業の場合、現地住民をはじめとする関係者への人
		●開光事業の場合、死地区氏ではじめとする関係者への人 権等の配慮と理解の取り付け●環境法令・指針との整合性等
2	メディカル・ヘルスケア・バイオ倫理関連事業 メディカル領域およびヘルスケア領域に関連する事業、ならびにヒトゲノム・遺伝子解析・遺伝子組み換え等に関わる技術開発、またはこれらの技術を利用した商品に関わる事業 【例】メディカル・ヘルスケア分野で公共性の高い事業(人工透析事業、医薬品製造事業)、遺伝子解析技術を応用した新薬開発等	三省指針(ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針; 文部科学省、厚生労働省、経済産業省)に基づく倫理審査研究現場の倫理委員会での承認、インフォームドコンセントの取得、プロセスの確認等
3	補助金受給案件 内外官公庁等から直接あるいは間接的に補助金を受ける 全案件	当社経営理念に照らした評価 社会への影響と説明責任、プロセスの透明性の確保 ステークホルダーの利害の把握、それに対する配慮、対応 中長期にわたる公益性の高い事業の、事象者としての責任と対応能力
4	そのほか異例なレピュテーションリスクを内包する事業 公序良俗・当社経営理念等に抵触する恐れのある案件お よび公共性の高い事業 【例】機微な個人情報を取り扱う事業、社会インフラ事業等	当社経営理念に照らした評価 社会への影響と説明責任、プロセスの透明性の確保 ステークホルダーの利害の把握、それに対する配慮、対応 中長期にわたる公益性の高い事業の、事象者としての責任と対応能力

情報リスクマネジメント

情報セキュリティ方針

大切なビジネス資産である情報の適切な管理は、当社にとって必要不可欠であると認識してい ます。情報セキュリティ方針に基づき、CDIOを委員長とする情報戦略委員会の専門部会である 情報リスクマネジメント部会を設置し、「情報管理規程」「情報システム管理規程」および「ITセキュ リティ規程」を整備の上で、連結グローバル・グループベースで情報資産(情報およびITシステ ム) に対する適切な管理を行い、これを継続的に改善しています。



☎ 情報セキュリティ方針

個人情報保護

個人情報保護管理体制は、個人情報保護マネジメントシステム(PMS: Personal information protection Management System)総責任者の下にPMS事務局を設置し、当社の「個人情報保 護方針」「個人情報保護規程」を踏まえて、全役職員へ個人情報の保護の周知徹底を図っています。

当社および関係会社は多様な商品を取り扱っており、とりわけB to C (Business to Consumer) と称される消費財の事業分野を中心に、個人情報の取り扱いが多く、その保護、管理に細心の注意 を払っています。このため、事故防止の観点から、教育徹底に加えて、社内各部署に「個人情報管 理担当者」を設置し、日常業務における個人情報の管理状況を継続して確認し、必要に応じて改善 しています。

2018年5月に適用が開始されたGDPR(EU一般データ保護規則)への対応に関しては、社内 ルールを制定し、EU個人データを取り扱う際の各部署における管理体制・運用ルールを整備し ています。また、イントラネットを通じた社内周知を行い、GDPRで求められる運用管理(処理活 動記録義務対応等)を行っています。

GDPR以外の海外での個人情報保護関連規制についても、適時に対応していくことが企業価 値を向上させるものと認識し取り組んでいます。

サイバーセキュリティ

当社および関係会社における事業のICT化およびデジタル化の進展に伴い、当社はサイバー セキュリティ専門子会社の知見を活用しながら、グローバル・グループベースでのサイバーセキュ リティ体制の整備に加え、万一の場合に備えて、サイバー攻撃に対応するための専門組織を拡充 し、点検を継続的に実施しています。

リスクマネジメント

災害時事業継続管理(BCM)、災害時事業継続計画(BCP)

方針

BCM体制 体制

当社は、災害時における事業継続は重要な課題であると認識しています。地震や水害、テロ、感染症、電力不足等の発生により事業継続が著しく困難な事態に陥った場合、さらに同事態が長期化することが見込まれる場合等の災害時に、重要業務中断に伴う顧客の喪失、企業評価の低下等のリスクの最小化を図るため災害時事業継続管理(BCM: Business Continuity Management)体制を構築しています。

日本政府(内閣府中央防災会議)による企業向け事業継続ガイドラインが作成されたことを受けて、当社は2006年に災害時事業継続管理方針を策定、BCM体制の下、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、適切な管理体制を維持できるよう、定期的な見直しを行っていきます。

また、同方針の下、当社本店、国内支社、地域本部および地域ブロックにおいて、災害時の事業継続または早期復旧・再開を図るための取り組み方針、手続、組織・体制等について定めた、災害時事業継続管理規程も併せて整備しています。

災害時事業継続管理方針

人命の尊重:

当社は、災害時の事業継続管理の実施に当たり、人命尊重を最優先事項として位置付けます。

事業継続管理の実施:

当社は、災害時の事業継続管理の重要性を認識し、事業継続計画ならびにその適切な実施・運用のための体制を維持します。また事業継続に対する社員一人ひとりの意識・能力の向上を図るとともに、ステークホルダーとも双方向の対話を実施し、事業継続計画の有効性を高めます。

継続的改善の実施:

当社は、事業継続管理のための事業継続計画を策定し、実施・運用すると共に、これを定期的に見直し継続的な改善に努めます。

社会との共生・社会貢献:

当社は、事業継続計画の策定・見直しにあたり、経済的役割に加えて、社会との共生、地域復興も視野にいれ、二次災害の防止や地域貢献・地域との共生等、時々に求められる役割を果たせるよう留意し適切な対応を行います。

平時においては、BCM総責任者(人事総務部長)がBCM全体の統括責任を負い、事務局の補佐を得て全社員を対象とした教育や緊急対策要員の訓練を実施するとともに、関連文書の確立および管理、ならびに緊急事態への準備および対応等を遂行し、BCPの管理を行います。災害発生時等、有事の際には、BCM担当役員(人事総務部管掌役員)を本部長とする緊急対策本部を立ち上げ、BCPの承認を行うとともに、災害時事業継続管理規程に定める業務を遂行します。

BCP見直し・訓練

活動

BCM総責任者は、BCPの企画・管理・運営の総括、BCPの策定・推進・実施、事業継続に関する従業員の教育・訓練計画の承認、災害発生時対応マニュアルの策定等を担います。マニュアルは全社BCPに基づいて整備しており、災害発生後に全社重要業務を実施するための緊急対策本部の行動や、支社ごとの災害発生後の行動について記述しています。また、首都直下地震等の大規模災害時を想定したシナリオ計画に基づく緊急対策本部の立ち上げと、その運営により事業を継続する訓練を定期的に行い、訓練を通し抽出された課題を基にマニュアルを見直し、組織としての危機対応力を継続的に高めています。2020年3月期は1回の緊急対策本部訓練を実施しました。

また、国内総合職および国内嘱託・派遣スタッフを対象に安否確認システムを導入しています。 2020年3月期は2回の一斉訓練を実施、全社に回答状況をフィードバックすることで、システムの利用促進を図っています。

さらに、各店では非常食および非常用備品を用意しており、本店においては、東京都帰宅困難者対応条例に基づき、本店勤務の従業員および本店内関係会社従業員向けに、3日間分の非常食および非常用備品を備蓄しています。また、やむを得ず帰宅する場合に食料品やその他の非常用品を携行できるよう、本店勤務者全員分の非常持出用キットを備えています。

● P.116 新型コロナウイルス(COVID-19)への対応